

障がい者活躍推進計画

機関名	高森町																		
任命権者	高森町長 壬生 照玄																		
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)																		
高森町における障がい者雇用に関する課題	<p>当町は以前から、全国の類似団体と比較しても少ない職員数で業務にあたっており、1人当り業務量が過大になりやすいことから、働きやすい職場環境整備の観点から、デジタル化等による効率化や人員配置の最適化による業務量の平準化を推進しています。</p> <p>一方で、前述のような状況のため、障がい者雇用を推進していくにあたって必要な業務の切り出しが進まず、新規の雇用確保が困難であったことから、結果として令和4年度～6年度まで3年連続で法定雇用率未達が続きました。</p> <p>※令和7年度に向けては飯田養護学校や飯伊圏域障がい者総合支援センターと連携して、業務の切り出しや、切り出した業務を担っていただくことのできる障がいをもつ方の雇用の確保に取り組んだことにより、令和7年4月1日時点では法定雇用率を充足する見込みです。</p> <p>※令和7年度以降については、高森町と高森町教育委員会とが一層緊密に連携して障がい者雇用の推進にあたるため、特例認定を受ける予定です。</p>																		
目標																			
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】(各年6月1日時点)</p> <p>各年において、6月1日時点の法定雇用率以上 ただし、特例認定後の「高森町」での達成を目指します。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>現行の法定雇用率</td> <td>高森町</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高森町教育委員会</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>令和8年以降(予定)</td> <td>高森町</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高森町教育委員会</td> <td>2.9%</td> </tr> </table> <p>(参考)令和6年6月1日時点の実雇用率</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>高森町単独</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高森町教育委員会</td> <td>1.2%</td> </tr> </table> <p>(評価方法)毎年 of 任免状況通報により把握・進捗管理を行います。</p>	現行の法定雇用率	高森町	2.8%		高森町教育委員会	2.7%	令和8年以降(予定)	高森町	3.0%		高森町教育委員会	2.9%		高森町単独	1.3%		高森町教育委員会	1.2%
現行の法定雇用率	高森町	2.8%																	
	高森町教育委員会	2.7%																	
令和8年以降(予定)	高森町	3.0%																	
	高森町教育委員会	2.9%																	
	高森町単独	1.3%																	
	高森町教育委員会	1.2%																	
②定着に関する目標	<p>不本意な離職は極力生じさせない</p> <p>(評価方法)毎年度の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行います。</p>																		

<p>取り組み内容</p>	
<p>1 障がい者の活躍を推進する体制整備</p>	
<p>(1)組織面</p>	<p>○障がい者雇用推進者として、総務課長を選任します。</p> <p>○総務課内に総務係を中心とした全庁的な人的サポート体制を整備します。</p> <p>○組織外の関係機関(飯田公共職業安定所、飯田養護学校、飯伊圏域障がい者総合支援センター、その他障がい者が利用している支援機関)と連携した相談体制を整備します。</p> <p>○役割分担については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新します。</p>
<p>(2)人材面</p>	<p>○全職員を対象とした障がい者雇用への理解を促進するための研修を実施します。</p>
<p>2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	
	<p>○現在勤務する、または今後採用する障がい者の特性や、本人の希望も踏まえ、組織内ヒアリングの実施や職務整理表等を活用した職務の選定及び創出を推進します。</p>
<p>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	
<p>(1)職務環境</p>	<p>○必要に応じて面談やアンケート調査を実施し、障がい者からの要望を踏まえ、必要としている配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じます。</p> <p>ハード:庁舎や設備の改修等</p> <p>ソフト:作業マニュアルのカスタマイズ、チェックリストの作成、作業手順の見直し等</p> <p>※なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過度な負担にならない範囲で適切に実施します。</p>
<p>(2)募集・採用</p>	<p>○軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、職務の選定を工夫し、多様な障がいに対応した採用に努めます。</p> <p>○採用までに、少ない勤務時間での慣らし期間を設ける等、障がい特性への配慮を行います。</p>

	<p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者を限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	<p>○治療と仕事の両立支援や、配属する職場の配慮等を行います。</p> <p>○会計年度任用職員について、勤務時間や勤務日数の設定を柔軟に行います。</p> <p>○時間単位の年次休暇や病気休暇など、各種休暇の利用を促進します。</p>
(4)キャリア形成	<p>○会計年度任用職員について、採用の時点におけるその後のキャリア形成に関する本人希望の有無を把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定ができるように努めます。また、任期の終了後においても公務内外で就労できるように支援を行います。</p> <p>○本人の希望を踏まえつつ、必要な研修への参加を促します。</p>
(5)その他の人事管理	<p>○本人希望等、必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。</p> <p>○中途障がい者(在職中に疾病・事故等により障がい者となった者。)については、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の支援を行います。</p>
4 その他	
	<p>○「国等による障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「高森町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に従い、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。</p>